

平成26年11月17日

被保険者報酬月額算定基礎届等の様式の内紙規格が変更されます。

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第120号）が平成26年11月4日に公布され、平成27年1月1日から施行することとされましたので、その改正の内容等をお知らせします。

1 改正の内容

- (1) 健康保険及び厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届について、様式の内紙規格を日本工業規格B列5番（B5）からA列4番（A4）に変更されます。
- (2) 施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができます。

2 施行期日

平成27年1月1日から施行されます。